

1 子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 区域の設定

子ども・子育て支援法第62条に基づき策定する本計画では、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めることとなっています。

県が定める設定区域は、市町村が定める教育・保育提供区域等を総合的に勘案し、市町村毎を1区域（全35区域）としています。

(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

イ 教育・保育の量の見込みの考え方

各市町村は、各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、住民に対して教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施しています。その結果に基づいて算出した量の見込みを、必要に応じ、「子ども・子育て会議」での審議等を経て、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案の上、最終的な量の見込みとしています。

本計画の各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、各市町村の計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとし、次の認定区分^{*1}ごとに定めています。

(※1) 認定区分：子ども・子育て支援法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分をいう。

- ① 1号認定子ども：満3歳以上の保育の必要がない就学前子ども（学校教育のみ）
【利用する施設：幼稚園，認定こども園】
- ② 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育の必要性あり）
【利用する施設：保育所，認定こども園】
- ③ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
【利用する施設等：保育所，認定こども園，小規模保育事業等】

ロ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村では、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努めており、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備・実施することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。

県全域及び区域ごとの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期については、「教育・保育の量の見込みと確保の内容及びその実施時期」に記載しています。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

市町村では、妊娠・出産期からの切れ目ない支援をする「地域子ども・子育て支援事業」を実施し、住民のニーズに応じたサービスを提供しています。

県は、市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」に対して財政支援をするほか、事業の普及、充実を図っています。

地域子ども・子育て支援事業の提供体制（量の見込み・確保方策）については、「地域子ども・子育て支援事業（県全域）」に記載しています。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①利用者支援事業、②放課後児童健全育成事業、③妊産婦健康診査、
- ④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業、⑪地域子育て支援拠点事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業